

7. 公害苦情の状況

令和2年度から令和6年度までの当市の公害苦情件数の推移は表7-1のとおりです。

表7-1 公害苦情件数の推移

単位：件

年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他
R2	105	49	11	0	13	0	0	11	21
R3	75	27	11	0	6	0	0	2	29
R4	50	31	5	0	0	1	0	1	12
R5	19	10	2	0	1	0	0	6	0
R6	41	22	6	0	7	0	0	6	0

令和6年度の公害苦情における公害苦情件数の内訳をみると、大気汚染が全件数の53%を占めており、全て野焼きに関する苦情でした。また、騒音に関する苦情が7件、河川への濁水流出等による水質汚濁の苦情件数は6件、悪臭に関する苦情が6件と、全体としては昨年度よりは倍以上の件数でした。

過去5年間を通して、令和6年度は2番目に少ない結果となりました。特に野焼きが少なく、野焼き禁止の広報の成果が出ているものと考えられます。

野焼きと不法投棄の現場写真

亀山市の苦情件数の結果から、野焼きと不法投棄が大部分を占めていることが分かります。廃棄物の野外焼却や、不法投棄は止めましょう。



廃棄物の野外焼却は原則禁止されています。
廃棄物は適切に処理するようにしましょう。



不法投棄は禁止されており、廃棄物を捨てるとうちや環境を汚染する可能性もあります。廃棄物を捨てるのはやめましょう。